

議案第 1 1 号

山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例

山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 1 8
年山陽小野田市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（給料の調整額）

第 3 条の 2 病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、職務の複雑、困
難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤労条件
において特殊の考慮を必要とする職にある職員に対して、その特殊性に基づ
き、給料月額につき適正な調整額を支給することができる。

第 4 条中「病院事業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改
める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 4 年 2 月 1 日から適用する。

議案第 1 1 号参考資料

山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(給料の調整額)</u></p> <p><u>第 3 条の 2 病院事業管理者（以下「管理者」という。）</u> <u>は、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、</u> <u>勤務時間、勤務環境その他の勤労条件において特殊の考慮</u> <u>を必要とする職にある職員に対して、その特殊性に基づ</u> <u>き、給料月額につき適正な調整額を支給することができる。</u></p> <p>(管理職手当)</p> <p>第 4 条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職 のうち、<u>管理者</u>が指定するものについて支給する。</p>	<p>(管理職手当)</p> <p>第 4 条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職 のうち、<u>病院事業管理者（以下「管理者」という。）</u>が指 定するものについて支給する。</p>